

湖南省役所東庁舎広告付デジタルサイネージ設置事業者募集 募集要項

東庁舎利用者の利便性の向上のため、広告付デジタルサイネージ設置事業者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

湖南省役所東庁舎

(2) 住所

滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地

(3) 開庁日および開庁時間

開庁日：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 45 分

閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

2 募集条件等

(1) 募集名称

湖南省役所東庁舎広告付デジタルサイネージ設置事業者募集

(2) 募集内容

「湖南省役所東庁舎広告付デジタルサイネージ設置事業者募集 仕様書」のとおり

(3) 設置場所

東庁舎 1 階ホール

別紙「設置場所図」参照

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、デジタルサイネージ設置場所として使用する部分について、有償貸付契約を交わし、使用する。

(5) 契約期間

契約期間は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

※ただし、庁舎の改修（建替含む）等があった場合は、協議の上決定する。

(6) 貸付料

価格提案のあった最高の価格をもって貸付料とする。

※月割り可能な額とすること。

また、貸付料とは別に、機器の消費電力に応じた電気使用料は年度ごとに別途納付すること。

3 掲載できない広告等

「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」および「湖南省広告掲載基準」に定める広告。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

① 国税および市税等の滞納がないこと。

市町村民税（法人市町村民税、固定資産税および軽自動車税）

県税（事業税および法人県民税）

国税（法人税、消費税および地方消費税）

- ②広告事業またはこれに類する事業の取扱実績があり、３年以上の実績を有していること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定する者に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体、または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで、または第６号の規定に該当しない者であること。
- ⑦本市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札後もしくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、もしくは使用許可を取り消されまたは虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者でないこと。

5 申込み方法等

(1) 申込受付期間

令和８年８月２５日（火）～令和８年９月２日（水）正午まで

(2) 申込受付場所

湖南省中央一丁目１番地 湖南省役所東庁舎３階 管財契約課

(3) 申込みに必要な書類

- ①価格提案書（別紙様式）
- ②案内図板のイメージ図（A４サイズ１枚以内、自由様式）
- ③履歴事項全部証明書の写し（受付日前３か月以内に発行されたもの、写し可）
- ④国税の未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書その３の３）および市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書（受付日前３か月以内に発行されたもの、写し可）
- ⑤会社概要
- ⑥財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- ⑦委任状（受任者を設定する場合は委任状を提出すること）

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参または郵送すること。

（電話、FAX等による受付不可。）

6 価格提案書の提出

(1) 価格提案書の記入方法

応募者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名の上、封をして表面に応募する募集名称を明記すること。

(2) 応募価格の表示

応募価格は、1年間の貸付料を表示すること。

※月割り可能な額とすること。

(3) 価格提案書の書換え等の禁止

応募者は、提出した価格提案書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

7 価格提案書の審査

(1) 価格提案審査日時

令和8年9月2日（水）午後1時

価格提案審査は、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

(2) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ② 応募者の記名がないもの。
- ③ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案をしたもの。
- ④ 同一価格提案審査について、2以上の価格提案をしたもの。
- ⑤ 応募価格または応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑥ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑦ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑧ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(3) 設置予定事業者の決定等

有効な価格提案を行った者の中で、最高の価格をもって設置予定事業者とする。

なお、設置予定事業者に決定した者には価格提案審査終了後、契約手続の説明を行う。

また、既存の設置事業者からのみの申し込みであった場合は、継続してデジタルサイネージを設置できることとする。

(4) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同額の価格提案書の応募をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、設置予定事業者名および金額を本市ホームページ上で公表する。

応募申込により、ホームページに公開することを同意したものとみなす。

(6) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われる恐れがあると認められるときまたは災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、または価格提案審査期日を延期することがある。

8 契約手続

有償貸付契約の手続きは、令和8年10月中旬までに行う。

なお、契約は、価格提案書に記載された名義で行う。

9 その他

- ・応募者は、この募集要項および仕様書のほか、「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」および「湖南省広告掲載基準」を熟読すること。

- ・契約締結後、本市が発行する納入通知書で当該年度分の貸付料および電気使用料を納付すること。
- ・広告の設置・変更等については、本市の審査を経て実施すること。

10 問い合わせ先

湖南省総務部管財契約課

〒520-3288

湖南省中央一丁目1番地

電話 0748-69-5518 (直)

FAX 0748-72-3390